（建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正）

第四条　建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。	第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

（建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正）

第五条　建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。	第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

（建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部改正）

第六条　建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者 二　（略） 三　学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は、同法による短期大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者 二　（略） 三　学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとす